

令和2年（2020年）

第6回可児市議会定例会議案

令和2年8月24日

目 次

認定第1号	令和元年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	令和元年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	令和元年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	令和元年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	令和元年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	令和元年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	令和元年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	令和元年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	令和元年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	令和元年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	令和元年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第14号	令和元年度可児市下水道事業会計決算認定について	7
議案第54号	令和2年度可児市一般会計補正予算（第5号）について	8
議案第55号	令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	8
議案第56号	令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第57号	令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第58号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第59号	可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第60号	可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	18
議案第62号	教育委員会委員の任命について	19
議案第63号	人権擁護委員候補者の推薦について	20
議案第64号	旧慣による公有財産の使用廃止について	21
議案第65号	旧慣による公有財産の使用廃止について	22
議案第66号	財産の取得について	23
議案第67号	令和元年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	25
議案第68号	令和元年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26

認定第1号

令和元年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第3号

令和元年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第4号

令和元年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

令和元年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

令和元年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

令和元年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和元年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和元年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和元年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和元年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和元年度可児市水道事業会計決算認定について

令和元年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

令和元年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和元年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第54号

令和2年度可児市一般会計補正予算（第5号）について

令和2年度可児市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第55号

令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第56号

令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第57号

令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正
予算（第1号）について

令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第58号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の5 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げる寄附金については、<u>市内に事務所又は事業所を有するもの</u>）に対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の5 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号に掲げる寄附金については<u>県内に主たる事務所を有する法人又は団体</u>、第2号から第8号まで及び第10号に掲げる寄附金については<u>県内に主たる事務所を有する法人</u>）に対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

<p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして市長が指定した寄附金</u></p> <p>2 (略)</p>
----------------------------------	---

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第20条の5第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和2年1月1日以後に支出する同項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

議案第59号

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 3 (略) 附 則 (施行期日) <u>1</u> (略)	(管理者) 第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。） <u>でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 (略) 附 則 (施行期日) <u>第1条</u> (略)

<p>(管理者に係る経過措置)</p> <p><u>2 第6条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成33年3月31日までの間においては、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>	<p>(管理者に係る経過措置)</p> <p><u>第2条 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p><u>2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>
---	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項本文の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第60号

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成24年可児市条例第23号）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(いじめ防止専門委員会の設置)</p> <p>第12条 市は、通報、相談等を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、調整等を行うため、可児市いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。</p>	<p>(いじめ防止専門委員会の設置)</p> <p>第12条 市長は、通報、相談等を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、調整等を行うため、可児市いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。</p>
<p>(委員会の所掌事務等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、<u>前2項</u>に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。</p>	<p>(委員会の所掌事務等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、<u>前3項</u>に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。</p>
<p>(委員会の組織等)</p> <p>第14条 委員会の委員は、5人とします。</p>	<p>(委員会の組織等)</p> <p>第14条 委員会の委員<u>(以下「委員」という。)</u>は、5人とします。</p>

2～7 (略)

8 (略)

(活動状況等の報告及び公表)

第18条 (略)

2～7 (略)

8 委員は、前条に基づく調査、調整等に係る関係者と直接の人間関係又は利害関係を有するときは、当該調査、調整等に加わることができません。

9 (略)

(活動状況等の報告及び公表)

第18条 (略)

(いじめ重大事態調査委員会の設置)

第19条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。

(調査委員会の所掌事務等)

第20条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、審査、審議若しくは関係者との調整又は再発防止にかかる提言（以下「調査等」という。）を行います。

2 教育委員会は、いじめの解決を図るために必要があると認めるときは、関係者に対する助言又は支援を調査委員会に行わせることができます。

3 調査委員会は、調査等を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

(調査委員会の組織等)

第21条 調査委員会の委員（以下「調査委員会委員」という。）は、6人以内とします。

2 調査委員会委員は、次に掲げる者のう

ちから教育委員会が委嘱します。

(1) 弁護士

(2) 医療、心理又は福祉に関する知識及び経験を有する者

(3) 学識経験者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、複数の重大事態の発生その他必要と認める場合は、第1項に規定する人数を超えて調査等が必要な事案ごとに、3人以内を調査委員会委員に委嘱することができます。

4 調査委員会は、重大事態の内容、児童生徒の現況等を勘案して適当と認めるときは、調査等が必要な事案ごとに、調査委員会委員のうちから指名するものに調査等を行わせることができるものとします。

5 第14条第4項から第9項までの規定は、調査委員会委員について準用します。この場合において、「委員」とあるのは「調査委員会委員」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第21条第3項」と、同条第8項中「前条に基づく調査、調整等」とあるのは「重大事態」と、「当該調査、調整等」とあるのは「当該重大事態の調査等」と読み替えるものとします。

(調査委員会への協力)

第22条 市立学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、調査委員会の活動に協力するものとします。

(いじめに関する情報の提供)

第23条 市長及び教育委員会又は市立学校は、いじめの防止及び解決を図るために必要と認める場合に限り、その保有するいじめに関する情報を相互に提供し、及び共有することができるものとします。

<p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p><u>2</u> <u>前項の規定により提供し、及び共有するいじめに関する情報は、必要最小限のものでなければなりません。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市及び教育委員会の規則</u>で定めます。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会の委員の任期は、改正後の可児市子どものいじめの防止に関する条例第21条第5項において準用する第14条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

議案第61号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
渡邊 勉	可児市川合489番地3

議案第62号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
長井 知子	可児市広見六丁目38番地

議案第63号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
昆 真美	可児市光陽台四丁目7番地
鈴木 明弘	可児市下恵土1049番地3
山田 博司	可児市塩705番地25

議案第64号

旧慣による公有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している土田財産区財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 財産の所在地、地目、地積
可児市土田字大脇4909番1の一部、保安林、767.38㎡
- 2 廃止の理由
一般国道41号に係る防災工事の事業用地として、国土交通省岐阜国道事務所に売却するため。

議案第65号

旧慣による公有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している二野財産区財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 財産の所在地、地目、地積
可児市二野字猿洞1883番、山林、264.00㎡
- 2 廃止の理由
宅地造成用地として、前畑株式会社に売却するため。

議案第66号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 土地の所在地、地目、地積

- 可児市柿田字稲垣293番1、田、857.00㎡
- 可児市柿田字稲垣301番2、田、436.00㎡
- 可児市柿田字稲垣301番3、田、1,000.00㎡
- 可児市柿田字稲垣303番2、田、1,372.00㎡
- 可児市柿田字稲垣305番3、宅地、1,099.00㎡
- 可児市柿田字稲垣308番1、田、1,000.00㎡
- 可児市柿田字稲垣310番1、田、1,968.00㎡
- 可児市柿田字六ノ坪326番1、田、618.00㎡
- 可児市柿田字六ノ坪328番2、田、685.00㎡
- 可児市柿田字六ノ坪330番1、田、373.00㎡
- 可児市柿田字六ノ坪330番2、田、504.00㎡
- 可児市柿田字池尻911番、田、1,768.00㎡
- 可児市柿田字池尻912番、田、1,784.00㎡
- 可児市柿田字池尻921番、田、1,393.00㎡
- 可児市柿田字池尻925番1、田、1,979.00㎡
- 可児市柿田字池尻935番、田、988.00㎡
- 可児市柿田字池尻936番、田、995.00㎡
- 可児市柿田字池尻937番、田、987.00㎡
- 可児市柿田字池尻938番、田、1,009.00㎡
- 可児市柿田字池尻941番、田、972.00㎡
- 可児市柿田字池尻942番、田、1,013.00㎡
- 可児市柿田字池尻945番、田、1,645.00㎡
- 可児市柿田字池尻946番、田、1,657.00㎡
- 可児市柿田字池尻947番、田、1,677.00㎡
- 可児市柿田字池尻948番、田、1,677.00㎡
- 可児市柿田字池尻950番、田、1,957.00㎡
- 可児市柿田字池尻951番1、田、695.00㎡

可児市柿田字池尻951番2、田、662.00㎡
 可児市柿田字池尻952番、田、599.00㎡
 可児市柿田字池尻953番、田、869.00㎡
 可児市柿田字池尻956番1、田、690.00㎡
 可児市柿田字池尻957番1、田、98.00㎡
 可児市柿田字池尻961番、田、1,304.00㎡
 可児市柿田字池尻962番、田、1,991.00㎡
 可児市柿田字池尻963番、田、485.00㎡
 可児市柿田字池尻969番1、田、569.00㎡
 可児市柿田字池尻971番1、田、69.00㎡
 可児市柿田字池尻972番1、田、118.00㎡
 可児市渚之上字西前田331番、田、869.00㎡
 可児市渚之上字西前田332番、田、879.00㎡
 可児市渚之上字西前田334番、田、451.00㎡
 可児市渚之上字西前田335番、田、1,033.00㎡
 可児市渚之上字西前田336番、田、1,005.00㎡
 可児市渚之上字西前田337番、田、998.00㎡
 可児市渚之上字西前田350番、田、1,030.00㎡
 2 目的 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業用地
 3 方法 随意契約
 4 価格 451,511,800円
 5 相手方 **** ** 外6名

議案第67号

令和元年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金404,585,011円のうち404,585,011円を
資本金に組み入れる。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第68号

令和元年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金1,067,102,982円のうち527,945,722円を資本金に組み入れ、539,157,260円を減債積立金に積み立てる。

令和2年8月24日提出

可児市長 富田 成輝